関西業務ニュース

２０１６年７月２７日№２９３
JR東海労働組合新幹線関西地方本部
発行　小林　國博　　編集　業務部

のぞみ３８号傷害事件に関する業務委員会を開催！

申し入れ！

第43号「のぞみ38号傷害事件」に関する申し入れ
第45号「新大阪駅車内点検外注化に伴う業務執行体制の見直し」に関する申し入れ

７月２３日、１２：３０より支社会議室において、２件の申し入れに関しての業務委員会が開催されました。業務委員会の出席者は組合側業務委員・浦谷副委員長、下茂業務部長、宮内組織部長、笹田法対部長、渡邉組織担当部長。会社側業務委員・濱田人事課担当課長、奥村運輸課課長代理、森車両課課長代理、清水人事課係長でした。

「申」第43号「のぞみ３８号傷害事件」に関する申し入れ（2016年5月25日申入）

《 会社回答 》

１、当日の傷害事件の詳細をあきらかにすること。

【回答】1. 豊橋付近走行中、中乗車掌は、7号車大阪方デッキで刃物を所持していた旅客に刃物を差し出すよう声をかけ、刃物を預かった。保管のため移動しようとしたところ、別に所持していた刃物を取り出して突きつけてきたため、後ずさりしながら7号車客室に入り、刃物を所持している手を抑えようとした際、右中指に包丁による裂傷を負ったほか、右頬や左首にひっかき傷を受傷した。その状況を見たお客様数名と乗務員が協力して当該旅客を取り押さえた。

２、列車内で関係した全ての乗務員（車掌・運転士）の当日の対応について、詳細を明らかにすること。

【回答】１の回答と同じ

３、犯行に至った犯人の動機、行動、現状など詳細を明らかにすること。

【回答】警察の権限事項でありお答えできない。

４、事件後、乗車前の駅・ホームや車内における会社の具体的対策を明らかにすること。

【回答】新幹線においてはお客様の安全を確保するため当社としての取り組みに加えて警察や消防等の全面的な協力を得ながら厳重な対策を講じている。駅では防犯カメラを設置しているほか、社員及び警備員による巡回に加え警察にも協力をしてもらい警察官による巡回警備を実施している。また車内では、乗務員によるきめ細

やかな巡回や不審な行為を発見した場合の声かけ、鉄道警察隊の巡回に加え、放送やテロップ、掲示によりお客様に「危険物の持ち込み禁止」や「不審物等の発見時の乗務員のお知らせ」をお願いしている。さらに警察、消防と連携して実践的な合同訓練を実施して対応力の向上に努めている。

５、包丁等凶器を所持した不審者・犯人に対して、安全確保の観点から車内に護身容器具、防犯器具を搭載すること。駅等についても同様の器具を設置すること。
【回答】現段階でそのような考えはない。

６、車内の安全確保のために今後、警乗、警備会社などの乗車規模を拡大するなどの考えについて明らかにすること。
【回答】４の回答と同じ。

７、当該乗務員に対するメンタルヘルスケアを明らかにすること。
【回答】非現業と運輸所が一体となって十分なケアを実施していく。

８、事件に関する詳細が未だに現場社員に周知されていない。早急に全社員へ明らかにすること。
【回答】７月の定例訓練で周知している。
９、同種事件に関して、乗務員としての対応マニュアルや注意点等について、全社員に教育・指導をすること。
【回答】これまでも不審物や不審な行為に対する駅係員並びに乗務員への教育を実施してきたところであるが、今後もその充実を図っていく。なお、今回は車掌1人で対応して怪我を負うこととなったが、複数人での対応を基本とすることの徹底を図るとともに、便乗乗務員や出張中の社員等と最大限参集できるよう検討を進める。便乗運転士・車掌に対する車掌長への便乗報告をルール化したほか、不審物や不審な行為を発見したときには、複数人で対応する、危害が及ぶ前段でいち早く臨時停車要請を行う、といった具体的な対応方についてもケーススターディ集通じて対応力の向上を図っていきたい。

１０、同種事件に関して会社として、全社員が参加できる現車訓練を実施すること。
【回答】９の回答と同じ

１１、関係した乗務員に対しては、差別することなく労を労い、万全の対応を行うこと。
【回答】必要に応じ適切に対処している。

１２、加害者への対応や労災手続きについては、会社が全て責任を持って対応すること。
【回答】必要に応じ適切に対応している。

１３、日頃、会社は「安全最優先」と言いながらセキュリティに関しては社員への労働強化で対応している。安全確保については、時間や投資を惜しむことなく実行すること。
【回答】安全の確保のためにはどのような対応が必要になるかは様々。これからも引き続

きソフト・ハード面双方から適切な方法を検討し､対処していく。

以上

《 若干の議論 》

組合：刃物を持っていったのはどの時点で分かったのか。豊橋市付近を走行中に包丁を見つけた時点で1人の車掌が対応して刃物を預かったと言うことか。

会社：そうである。見つけた時点で刃物を預かった。１本目は素直に出したので大丈夫かなと思ったら次の包丁を出してきて突きつけてきた。

組合：突きつけた時点で、女性車掌は防犯ブザーをもっているが、その時は使っていないのか。

会社：使っていない。

組合：右中指の包丁による裂傷というのは、何針か縫うような深い傷だったのか。

会社：そこまでの傷には、至っていない。

組合：車内にいる旅客が手伝って取り押さえたということだが、何名の旅客が手伝ったのか。

会社：数名である。

組合：犯行に至った犯人の動機、行動、現状などは、警察の権限外事項という回答であるが、聞くところによると犯人が逆に告訴していると聞くが被害届が出ているというのは事実か。

会社：そういう事は聞いていない。

組合：犯人が1本目の包丁は素直に出して、２本目は突き付けたとなっているが、２本目も差し出したのではないのか。

会社：最初の1本目を素直に出してくれたので素直に応じてくれるお客様であると車掌は思ったが、２本目は突きつけてきた。

組合：7号車のデッキに座ってたということであるが、どういう切符を持っていたのか。

会社：岡山から東京までの乗車券と自由席の切符を持っていた。

組合：西日本の車掌は、７号車デッキに座っている犯人には対応していないのか。

会社：西日本の乗務員の対応は、聞いていないが東海の車掌長が一回「大丈夫ですか」と声をかけて切符も見せて貰いチケッター印を押して、「大丈夫である」と返事が返って来たので、その時は車掌長はおかしいとは思わなかった。

お客様･乗務員の安全を第一に考え訓練の充実を求める！

組合：包丁などの危険な物を車内に持ち込むのも対策を講じる必要があると思うが、会社として防犯対策はどこまで考えているのか。

会社：直近で言えば、ガソリンの持ち込み禁止とか規則が変わったが、啓蒙ポスターとかご覧になっていると思うが、実際鞄の中に包丁を入れたら見つけるのは難しいが、お客様にはお知らせしていくのが必要であり引き続き啓蒙して行く。

組合：飛行機のセキュリティー対策のように金属探知機などの設備を整えるのも一つのベストな方法であるが、そのような設備の導入とは直ぐにならないと思う。現在の駅の対応にも限界があり、また、今後も起こり得る事象である。乗務員への周知とか教育だけでは、安全確保にはならないことを会社も認識しなければならない。

組合：事件以降、乗務員職場での教育訓練は具体的にどのような内容を行ったのか。

会社：７月の机上訓練でスライドを使って、車内において危険の感度をつかみ取るとか今回のようなケースで車内のどういった物を活用できるか考えてもらう訓練である。
組合：警察や消防は、普段から訓練をしているから対応できるが、今回の乗務員訓練では、僅か５分くらいの中身でスライドを使い乗務員がどのような対応を取るべきかを判断するのは難しいのではないのか。やはり、列車を使い実地訓練が必要である。
会社：色々、考えてはいる。例えば毎年定例で行なっている訓練では、ガソリン事件を教訓に乗務員が現車を使って訓練している。スライドを含めて必要なものを考えて行く。
組合：２２５Ａの事件以降、消火器の使い方を実際に訓練させているが、同じように実地訓練をやるように検討してほしい。
会社：全員ではないが、これまでも実地訓練はやっている。浜松工場の廃車を活用して仕切り戸を閉めて犯人を追い込むとか色々なパターンを考えて工夫してやっては来ている。それが、全員かというとそうでないので数としては限られるが、先ずは知識面で色々なことを考えてもらう訓練であった。今回の訓練で十分とは思ってはいないので、いろんなケースを考えて継続していきたい。
組合：一部の社員しかやらない訓練は対外的としかうつらないので、やはり、訓練は対象者全員が参加できる訓練時間を設けて、車内に煙を充満させてみて車内がどのような状態になるかとか、全員が体験できるような訓練がベストである。
会社：直近では、７月９日に車両所で総合訓練を行なってスモークを焚いてお客様をどのように誘導するのか、訓練している。限られてしまうが出来るところからやる。
組合：車内に防犯器具の搭載や駅等についても同様の器具を設置する考えはないと言っているが、訓練で周知している座布団で十分という考えなのか。
会社：充分とは思ってないが、今回のように何が積み込めるかというと中々現実には難しい。それよりも、車内でどんなものが活用出来るのか発想を持って、車内にある物で何が出来るかを訓練で行なっている。
組合：女性車掌には催涙スプレーを所持させているが、義務化にはなっていない。落としたりしたら怒られるので携帯していないし、男性も何も持たずに無防備な状態であるから、今回の事象から言えば対抗できる何らかの防犯器具が欲しいというのが乗務員サイドの気持ちであり設置して頂きたい。
会社：当然、座布団だけの対応で終わろうとも思ってない。咄嗟の対応には非常ブザーや防犯スプレーも持たせている。一応､サービス業なので何を持たせるかは実際に対応するラインを見ながらやっていきたい。
組合：乗務員は、こういう事象が起こり得る中で命がけでやっている。心配が消えない中で仕事をしている。
会社：お客様を守るのも大事ですし、自分達も守るのも大事であることを訓練で伝えていきたい。自分の命もケアーして且つお客様の対応をしっかりお願いしたい。
組合：今回、会社として複数人で対応するように指導しているが急遽の臨停等間に合わない場合、乗務員サイドが最寄り駅の手前で停止できるような、柔軟な対策も必要なのではないか。今からケーススタディを使いながら教育するのではなく、事件以降会社の考え方を直ぐに乗務員に知らせることも必要である。
会社：速やかな対応で言えば、便乗者の乗務を車掌長に報告することは、２，３日後には対応できていると思う。今後もできる所からやる姿勢を示して機能的に対応していく考えである。

組合：出張中の社員を参集するというのは、放送等で参集するということか。
会社：そうである。今年度、不測の事態ということで全社員に教育している。
組合：便乗乗務員や出張中の社員等と最大限参集できるよう検討を進めると言っているが、今回も放送で参集したのか。そのことが今後の教育となっているのか。
会社：参集して、今回は２名の社員がいたと聞いている。教育の観点で言えば、今後も何かできないか不断に考えていきたい。
組合：会社は、複数人で対応するように指導しているが、例えば名古屋駅から新大阪駅間のこだま号は二人乗務になっているが、複数人で対応できるのか。
会社：基本は二人対応であるが、場合によっては対応できない場合もある。停車中なら駅員も対応可能であり、それ以外は出張中の社員も対応可能である。今回のケースのようにお客様も対応して貰っているのも複数人である。
組合：事象が起きて対応しだした時の話で、基本は名古屋駅から新大阪駅のこだまは二名である。複数人ではない。
会社：便乗とか乗り合わせの社員とか､色んなケースがある。
組合：それは仮定の話である。基本は二人であり最低限の条件で安全は考えないといけない。
会社：如何なる状況でもなるべく、複数人で対応するのがベストであるがそうならないケースもある。組合側の意見として聞いておく。
組合：関係した乗務員に労を労い適切に対処して頂いたようであるが、便乗乗務員が竹本組合員であった。竹本さんに最大限の労を労ったという見解でいいか。
会社：箇所でされたと聞いている。
組合：今回の女性車掌は、２週間程休んでいるが労災扱いでいいのか。
会社：少し休まれたのは聞いているが、個人的なところは聞いていない。
組合：労災の申請はしているのか。
会社：個人的なところは言えない。
組合：女性車掌の３人クルーというのは、基本組まないということか。
会社：絶対ではないが、極力、配慮はしていると聞いている。

以上

「申」第45号「新大阪駅車内点検外注化に伴う業務執行体制の見直し」に関する申し入れ（2016年６月13日申入）

１．新大阪駅において、８月１日から車内点検業務が直営作業から外部（株式会社全日警）に委託されると聞いているが間違いはないか。

【回答】その通りである。

２．業務委託に関して、その業務内容の詳細について明らかにすること。また、作業手順について明らかにすること。

【回答】委託先との契約内容によるところであり詳細は差し控えるが、端的に言えば新大阪駅を終着とする営業列車内の遺失物等の確認とともに取得した遺失物の処理及びホーム巡回業務を委託することとなる。また、詳細な手順については全日警が決めるものである。

３．新大阪駅社員との共同作業となるが、その業務の「区別」「線引き」「指示・命令」は

どのように行われるのか明らかにすること。また、異常時等の場合に対する取扱いについての詳細を明らかにすること。

【回答】列車監視は新大阪駅社員が行い車内点検は全日警が行う。その役割は異常時においても変わらない。また、指示命令系統については全日警の管理者と必要な連絡を取り、それぞれの配下に必要な連絡をすることとなる。

４．列車運行に関して遅延等が発生した場合は、委託会社社員、新大阪駅社員はどのように対応するのか明らかにすること。

【回答】異常時なので一概には言えずケースバイケースの対応を発生すると思うが、前述の通り基本的な役割は変わらない。

５．昨年、新幹線車両点検等の外部委託を巡り、東京と大阪両労働局から不適切な点（偽装請負の疑い）があったとして行政指導を受けている。今回は運輸職場における社員と外部委託会社との共同作業となり、かつ乗客対応や列車遅延等、突発的な事象が多々発生する業務である。それらの対応について、会社として不適切な問題を発生させないための対応を、具体的にどのように考えているのか明らかにすること。

【回答】列車監視業務は新大阪駅社員・車内点検業務は全日警が行い、明確な役割分担の違いがある。当社における委託先との業務遂行体制に違法性が生じたと言う事はない。引き続き法令に従い、適切に対処していく。

６．外部委託によって作業が大幅に変更となるため、関係する社員への説明及び教育について、全社員が参加出来るよう確実に実施すること。

【回答】必要な周知は必要な関係者に行っていく。

以上

《 若干の議論 》

組合：契約内容の詳細は差し控えるとの回答だが、業務内容は車内点検と遺失物業務ということでいいのか。
会社：車内点検の中に遺失業務がある。
組合：車内点検の項目は何か。
会社：乗っているお客様を降ろしたり、忘れ物があったらそれを遺失物として処理する。
組合：その二点だけなのか。
会社：そうである。当社から発注しているのは、大まかその二点である。細かい所を上げればトイレを開けて見たりとかする。
組合：今現在、駅員がやっている車内点検をそのまま委託するということか。
会社：そうである。
組合：体制は何名体制でやるのか。
会社：体制の詳細は先方が考えることである。
組合：２名とか、３名でないのか。
会社：そういうことになると思うが。
組合：体制の指導は当社はやらないのか。
会社：基本は教えるが、全日警がどういう体制を組んで業務を遂行するかは全日警が考えることである。当社の車内点検のノウハウは伝えているが、体制は承知はしていな

い。
組合：全日警には、鍵を預けたりとかドアを閉めた後のＤコック扱い業務をさせるのか。
会社：鍵は預けているが、ドアを閉めた後のＤコック扱いはＪＲ本体がやる。
組合：ドアを閉めた後の誤乗や遺失物の取扱いは、ＪＲが対応するのか。
会社：そうである。指令とかの対応も必要になってくるので、全日警とはならない。
組合：ドアが閉まった時点で委託業務は終了したということか。
会社：「点検が終わりました」というＪＲの項目があるのでそこで終わりとなる。

各ホームの基本配置人数と出面数の回答が組合により何故違うのか！？

組合：委託業務の各ホームの基本配置人数と出面をどうなっているのか。
会社：出面とかを含めてこちらのお知らせはしているが、最終的にどうするかは先方が考えることである。当社としては関知してはならないとなっている。
組合：他の組合にもそういった同じ回答をしているのか。
会社：同じ様な回答をしている。
組合：我々にも回答しない、他の組合にも回答しないことを確認する。回答していたら問題である。
会社：問題である。例えば、全日警が考えている人数を話をすることはやぶさかではないが、それが決定であるとかではない。
組合：はっきりした出面があるのなら教えて下さいと質問している。
会社：全日警が最終的に固まった数字があれば、我々はできる限り話をすることはできる。
組合：やぶさかでないのなら、回答すること。
会社：先方が決める事が前提である。
組合：今日は２２日である。
会社：全日警が具体的に詳細を詰めているのは聞いているが、それが何名かは聞いていない。それで漏れてくる人数があるかと思うが、それが正式な人数とはならない。
組合：ユニオンの業務委員会の中では、数値は出していないのか。
会社：他の組合のことを話はしない。正式な場で具体的な数字を示すことはできないが、オフレコの情報として話を少しはしている。
組合：オフレコかどうかはいいが、ユニオンの業務ニュースで明らかになっている。オフレコであれば会社はユニオンに抗議しないといけない。
会社：正式な場での回答はしていない。
組合：一方の組合だけ回答した事実があれば確認する。
組合：全日警の管理者は、ホームにいるのか。
会社：当日の責任者が１名、ホームの博多方にいる。
組合：ホーム５面８線を責任者１名でやるのか。
会社：責任者が指示を出すということである。
組合：ＪＲとの連絡体制は、無線でやるのか。
会社：鉄道電話でやる。
組合：車内点検が終了した時点でのＪＲへの連絡はどうするのか。
会社：ホームの放送でやる。
組合：車内点検を全日警に委託したということで、旅客からホーム上の駅係員とか乗務員

に忘れ物などを言ってきたらどうするのか。
会社：駅係員から全日警の管理者に連絡が行って、捜索の指示とか依頼をする。
組合：詰所にいる管理者に言うのか。
会社：責任者に言うことになる。
組合：相当、時間が掛かるのではないか。
会社：事象によって時間が掛かるかは変わってくる。
組合：他のホームの対応をしてたり連絡つかない場合は、どうするのか。
会社：優先順位をつけて、それぞれ対応していく。
組合：鉄道電話でやっていたら、連絡がつかない場合も出てくる。
会社：つながらないケースはあり得る。
組合：どちらの案件が重要かも分からない。
会社：それ以外に全日警は無線を持っているので、それを使いどちらが大切か判断する。
組合：ＪＲが全日警の管理者に連絡していたら、他は入れようがないのではないか。
会社：何件も重なれば、順番は出てきてしまう。５人、６人一気にすればそれは出来ない。

車内点検が全日警に委託されることを乗務員にも説明すべきである！

組合：乗務員の中には、８月１日から全日警に委託されることを知らない人もいる。訓練でも周知されてない中で、例えば、ホームでお客様から車内に財布を忘れたと申告があった場合は、今なら一緒に探すことも出来るが今後この取扱いは出来るのか。
会社：お客様個別の対応を遮るものではない。
組合：遺失の取扱いは全日警に委託されているのに出来るのか。
会社：お客様から言われて対応するのはＪＲの仕事である。
組合：駅係員に言われた場合、持ち場を離れることになるがいいのか。
会社：お客様の対応であり、ケースバイケースであり対応することを遮ることではない。誤乗防止をするのが優先であるが、他の係員に応援を頼んで対応することもある。
組合：駅係員は、ホームに何名いるのか。
会社：ホームには２名いたり、４名いたりする。
組合：乗務員にも、車内点検が全日警に委託されることを説明すべきではないか。
会社：点検が委託されることを乗務員にもお知らせることは、必要かなと思うしさせていただく。
組合：遺失物の業務は委託するが、ケースバイケースでホームを歩いている乗務員に言われたらたら、遺失の対応をすることでいいのか。
会社：そうである。ホームで言われることもあるしコンコースで言われることもある。様々である。
組合：全日警の点検終了の連絡は、全日警の管理者に行き、全日警の管理者からホームにいるＪＲの方に連絡が行き、輸送担当者から後部車掌に「ドアを閉めてください」と放送が行く流れでいいのか。
会社：全日警の点検が終わった方から、ＪＲに終了した報告をする。
組合：この間、業務委託の件では法令違反したことはないと回答しているが遺失取扱いの区別がはっきりしていないのではないか。
会社：車内点検については、全日警にやって頂く。

組合：ＪＲの社員には、ケースバイケースで対応する。
会社：個別では、お客様対応をやって頂くことを遮るものではない。
組合：ＪＲの社員に対しては、その線引きがないのではないか。
会社：ＪＲの社員と全日警の社員が一緒に仕事をするのがいけないのであって、今回遺失物の取扱いを全日警に委託しているが、当社の社員がお客様から言われれて触ってはいけないことではない。一緒に指示しながらやることが問題である。
組合：例えば、酔客が車内に居て全日警社員が一人で対応出来ない場合、ＪＲ社員に応援を頼むことは出来るのか。
会社：基本的には、全日警の中で、もう一人呼んで出すことになるが、異常事態の場合は例外もある。お客様の状況によるが、手伝って頂くこともある。
組合：列車防護スイッチは、全日警は扱えるのか。
会社：扱える。
組合：今、駅係員が扱えば報告するようになっているが、全日警にも報告を求めるのか。
会社：どういうふうにやるかは、聞いてないが、必要な聞き取りはする。
組合：その場合、取扱いの原因や状況を輸送担当と報告し合わないといけないが、指示は輸送担当から行くのか。
会社：全日警の管理者を通じて、事後処理する。
組合：直接の指示はしないのか。
会社：ない。
組合：列車遅延が発生した場合、折り返しの時間がないケースでの連絡体制はどうなっているのか。
会社：列車遅延とか着発変更が起きた場合は、全日警管理者とＪＲ運転事務室と適宜に連絡を取り合って、情報をやり取りする。それを管理者が操配して指示する。通常、二人の所を三人でやることもある。
組合：最繁忙期の時には、列車が４００本以上運転する時には、現在でも何とか遅れを出さずに駅係員は廻している。委託するとなると不慣れな部分が出たり点検に手こずたりする場面があると思うが、問題なく遂行出来ると考えているのか。
会社：問題ないと考えている。
組合：車両交換が発生した場合、指示・命令系やお客様対応が複雑であるが、全日警が行うのか。
会社：車内点検は全日警がやるが、お客様対応はＪＲ社員がやる。
組合：そのフローは社員にも教育しているのか。
会社：全日警にもやっているし、駅係員にも教育している。
組合：外部委託することのメリットは何か。
会社：点検業務と列車監視の安全に関する部分を分けることで専門性が高まる。
組合：別に今でも、分けて行なえばいいだけではないか。
会社：全日警は、普段から警備をやられている方が不審者の感度、点検の感度がより専門性が高まる。
組合：新大阪駅の点検業務は、かなり複雑であり最初は戸惑いがあると思うので一カ月か二カ月程度は、ＪＲ社員を多目に張り付ける考えはないのか。
会社：波動業務は、必要に応じてやっていく。

以上